

雪ですね。あれが真っ黒いのか立ち上かるのを目撃しました。それから私はすぐ、まあ小学校三年生ですからすぐは行きませんが、身内の者もおりますので、十二月に広島の惨状を見ました。そういうことが今でも印象に深く残つておるわけ

でござりますが。

いています。そして、その中で原子力を推進していくが五五%、これは慎重に推進とか積極的推進合わせてですが五五%。それから、原子力の安全性については、安心であると答えた人が何となく安心とも合わせまして二四%、不安であるが六五%となっています。

閣府のデータにありますように、不安がある。あるいはいろんな問題点を透明性を持って公表していないんじゃないのかというようなことから積み重なってきたのではないかと思つて、この辺でござります。

は事故が起つたときでも原子力事業者や政府が責任を持つて対処する、迅速かつ適切に被害者救済に当たるという姿勢をより明確に示した方が国民の原子力政策への信頼が深まると私は考えてますけれども、塩谷文部科学大臣のお考えをお尋ねいたします。

それから、昭和六十一年、一九八六年は当時のソ連で発生したチエルノブリ原発事故。事故から今もう既に二十数年たつておるんですけどけれども、白血病とか甲状腺がんに苦しむ人々がいます。

原子力政策につきまして、原子力発電が、男性と女性でちよつと違うんでございますが、男性の方は六〇%が進めていくべきであると、女性はそれが五一%。それから、不安を感じるという方は男性よりも女性の方が不安を感じるという人が多

学大臣がお感じになりますか、お尋ねをいたします。

○國務大臣（塙谷立君）　ただいま塙谷委員の原子弹に対する包括的または基本的なお考えを伺いましたが、御提示のあつたアンケート等も読みますと、やはりまだ不安だという結果が出ていますし、私は

このように放射線による人体への障害というのではなく、本人はもとより子供の代、孫の代まで続きますから、事故当時は何ともない場合でも健康診断などの継続的なフォロー、異常が見付かたときは迅速かつ適切な医療対策が求められております。ある意味では、そういう医療対策が日本が非常に進

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある、あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあつたとも私は思つております。

原子力産業は従業員への教育、トレーニングなどのソフト面、施設の耐震性や何重もの防護装置により安全策が講じられていると繰り返して、原子力の安全神話という言葉が語られ続けてまいりました。ついせんでも、ある発電所の耐震構造がちょっとおかしいという発表がありました。そういうことから含めまして、安全性ばかりが一

そういう意味で、いろいろと報道を見るにつけて

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある、あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあつたとも私は思っております。

事業者による虚偽報告、データ改ざん、不祥事が続いたというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのような安

そういう意味で、日本は唯一の被爆国として我國には二箇所二つの研究、開発及び利用を

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある。あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあつたとも私は思ております。

事業者による虚偽報告、データ改ざん、不祥事が続いたとというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのような安全規制を実施しているか分からぬというのにも三六%がそれに該当すると言つております。原子力発電所の故障や事故のマスコミ報道がなされて

祉と国民生活の水準向上に寄与すべく進めていく

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブイリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある。あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあつたとも私は思ております。

事業者による虚偽報告 データ改ざん、不祥事が続いたというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのような安全規制を実施しているか分からぬというのにも、三六%がそれに該当すると言つております。原子力発電所の故障や事故のマスコミ報道がなされてゐるから、これが三四%。それから、事業者の原子弹力に関する情報公開や広報活動が不十分、そ

それで、この原子力政策の在り方につきまして

かいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある、あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあつたとも私は思つております。

事業者による虚偽報告、データ改ざん、不祥事が続いたというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのような安全規制を実施しているか分からぬというのにも三六%がそれに該当すると言つております。原子力発電所の故障や事故のマスコミ報道がなされてゐるから、これが三四%。それから、事業者の原子力に関する情報公開や広報活動が不十分、そういう人が三一%。

国による原子力政策への説明責任の徹底を図る。これらに連携施設の立地自治体と

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある、あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあったとも私は思っております。

事業者による虚偽報告、データ改ざん、不祥事が続いたというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのような安全規制を実施しているか分からぬといふのにも三六%がそれに該当すると言つております。原子力発電所の故障や事故のマスコミ報道がなされてゐるから、これが三四%。それから、事業者の原子力に関する情報公開や広報活動が不十分、そういう人が三一%。

いろんなデータを読みますと、ああ、なるほどなどと思うところがいろいろと感ずるところであります。

な協議が行える法的枠組みを含めて検討するとい

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある、あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあつたとも私は思ております。

事業者による虚偽報告、データ改ざん、不祥事が続いたというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのよう不安全規制を実施しているか分からぬというのにも三六%がそれに該当すると言つております。原子力発電所の故障や事故のマスコミ報道がなされてゐるから、これが三四%。それから、事業者の原子力に関する情報公開や広報活動が不十分、そういう人が三一%。

いろんなデータを読みますと、ああ、なるほどなと思うところがいろいろと感ずるところであります。

実は、今日、私のところの地元に、山口県ですが、山口新聞というローカル紙があるのでございますが、山口県で今原子力発電所の新しいのを造ります。

平成十七年十二月に我が国の原子力政策について

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブイリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起る可能性がある、あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあつたとも私は思ております。

事業者による虚偽報告、データ改ざん、不祥事が続いたというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのような安全規制を実施しているか分からぬといふのにも三六%がそれに該当すると言つております。原子力発電所の故障や事故のマスコミ報道がなされてゐるから、これが三四%。それから、事業者の原子力に関する情報公開や広報活動が不十分、そういう人が三一%。

いろんなデータを読みますと、ああ、なるほどなどと思うところがいろいろと感ずるところであります。

実は、今日、私のところの地元に、山口県ですが、山口新聞というローカル紙があるのでございますが、山口県で今原子力発電所の新しいのを造る計画が進んでおりまして、二十七年前から計画が浮上しまして、昨日その第一歩のくわ入れが始まっています。土曜原子力発電所ですかね、大

カルギーは関する世論調査では次のことが明らかになつてます。

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある、あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあったとも私は思っております。

事業者による虚偽報告、データ改ざん、不祥事が続いたというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのような安全規制を実施しているか分からぬといふのにも三六%がそれに該当すると言つております。原子力発電所の故障や事故のマスコミ報道がなされてゐるから、これが三四%。それから、事業者の原子力に関する情報公開や広報活動が不十分、そういう人が三一%。

いろんなデータを読みますと、ああ、なるほどなどと思うところがいろいろと感ずるところであります。

実は、今日、私のところの地元に、山口県ですが、山口新聞というローカル紙があるのでございまが、山口県で今原原子力発電所の新しいのを造る計画が進んでおりまして、二十七年前から計画が浮上しまして、昨日その第一歩のくわ入れが始まりました。上関原子力発電所ですけれども、大きな賛成、反対、ずっとこれまで統いてまいります。

今お手元に資料として配りましたが、これは内閣府の調査でございますが、原子力の推進に関する

くなっています。この不安になるという理由は、先ほど言いましたようにチエルノブリの事故とかいろいろなことがありますので、事故が起こる可能性がある、あるいは外国で事故があつたと、そういうことから、自主点検記録の虚偽報告の影響もあつたとも私は思ております。

事業者による虚偽報告、データ改ざん、不祥事が続いたというのも回答の中に三八%も国民が感じておるわけです。あるいは、国がどのような規制を実施しているか分からぬといふのにも三六%がそれに該当すると言つております。原子力発電所の故障や事故のマスコミ報道がなされてゐるから、これが三四%。それから、事業者の原子力に関する情報公開や広報活動が不十分、そういう人が三一%。

いろんなデータを読みますと、ああ、なるほどなと思うところがいろいろと感ずるところであります。

実は、今日、私のところの地元に、山口県ですが、山口新聞というローカル紙があるのでございまます、山口県で今原子力発電所の新しいのを造る計画が進んでおりまして、二十七年前から計画が浮上しまして、昨日その第一歩のくわ入れが始まりました。上関原子力発電所ですけれども、大変な賛成、反対、ずっとこれまで統いてまいります。ところに来ています。ということも、先ほど、内

いう法案でございますけれども、原子力損害の賠償に関する法律、賠償措置額は少額特例措置として原子力施設の規模、事業内容、リスクに応じて今まで六百億、百二十億円、二十億円の三つに区分されておりました。

別の資料、一覧表を作つておりますけれども、そこに原子力発電所の規模が載つておりますが、例えば熱出力一万キロワット以上の原子炉や使用済燃料の再処理は上限いっぱいの六百億円、使用済燃料の貯蔵は百二十億円、低レベル放射性廃物の埋設は二十億円となつていて。これを千二百億円とした算定の根拠はどうになつてあるのでしょうか。実際に原子力事故が起つた場合、千二百億円の被害がどの程度カバーできるのか、また今回の賠償措置額の引上げは国民の不安を十分に払拭できて信頼を得るに足りる額となつてゐるのでしょうか。その点をお伺いいたします。

○政府参考人（藤木完治君）お答え申し上げます。

まず原子力事業者が原子力発電所等を運営しているときに講じる責任がございます。千二百億円

という賠償措置額について今回改定により定めさせていただくという案になつてございますが、こ

具体的には、国際動向といたしましては、平成十六年に欧州の原子力先進国が参加いたしますパ

リ条約というものが改正されておりますけれども、この案におきましては七億ユーロ、すなわちこれは日本円換算では千百十八億円程度といふこと

として世の中に出ているといふものであること。

そして、民間の責任保険については、從来六百億から倍の千二百億ということに保険の賠償措置額が引き上げられるということで、これは民間の保

險会社の引受能力、これが果たしてあるのかないのかということでございますが、民間の保険会社からのお話を十分聴取しました結果、長期的にいろいろな変動要因があつても千二百億円という額は保険として十分確保できるというお話をいたしました。

そこで二つに基づきまして千二百億円という額を講じることを義務付ける

ということにしてはどうかというものでございま

す。

ただ、先生が御指摘のように、この額で賠償措

置がすべて賄えない場合も想定されるわけでござ

ります。

その場合にどうするかということがござります

けれども、原子力損害賠償法におきましては、原

子力事業者はまず賠償措置をすべきものがある限

り無限に責任を負つていて、まずそういう

ことを原子力事業者に義務付けております。した

がいまして、原子力事業者は被害者がいる限り賠

償措置を行つていくわけですが、それともう一

しかしながら一方で、これは民間企業が事業者で

ござりますので、一定限度以上になりますと、自

らの資力が足らない、その結果、企業として存続

できなくて被害者保護もできなくなるといったよ

うな事態にも立ち入ることが想定されるわけでござりますが、そういう場合には必ず政府が原

子力事業者を支援いたしまして、最後のお一人の被

害者の方まで必ず補償ができるような形で国が自

ら出てそれを行つていくような構造になつてお

るわけですが、そういったことで最後の被害者、最後の一人まで確実に救済するとい

う制度になつてゐるところでござります。

そして、先生がお話し申上げました千二百億円といふこと

賠償措置を講ずるわけですが、商用

業形態や取り扱い核燃料物質が少ないとかそつ

てあるところではございませんが、そのプロ

ールしなくとも賠償措置額について確実に被害

国内外で、予備費あるいは必要な場合には補正予算等をお願いいたしまして補償金の支払を確実に実行するということございまして、その場合、先ほども申しましたように、補償金額は最後の被害者の方、最後の一人の方まできちっと救済されるところまでこの補償金の支払をするということであるというふうに考えております。

○藤谷光信君 時間も余りありませんので、ちょっと進みますが。

そして、損害保険会社と原子力保険事業に関する共同引受けなどの共同行為を行つておるわけでございますが、日本原子力保険ブールと昭和三十年に始まつたときの二十社で、今では二十四社で形成をされているわけでござりますけれども、

その保険会社の最近の経済情勢の悪化で、アメリカのAIGグループなんかはオバマ大統領にしかられたという話ですが、経営危機などの報道を見ると、責任保険を担う損害保険会社の経営、それが影響もちょっと懸念を感じるんでございますが、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(藤木亮治君)お答え申し上げま

す。先ほど申しましたように、この民間責任保険の引受け能力につきましては、御指摘のような日本原子力保険ブール二十四社によりまして共同で引受け、分担されてございます。この度、サブプライムローンの破綻を発端とします金融危機が生じているわけでござりますけれども、この損害保険会社の資金運用というのは、比較的の金融派生商品等の高リスクの運用をするという比率は少なくて、安定的な資金運用を中心であるというふうに聞いておりますので、現在のところ損害保険会社の支払能力への影響は比較的軽微であるというふうに考えております。

さらに、損害保険会社は、保険業法に基づきまして、将来の保険金支払に備えまして責任準備金の積立てというのを義務付けられております。現時点におきますこの二十四社合計でのこの責任準備金の額は、合計一千億円を超えるまでに至つて

おります。実際の支払の場合は、さらにこれに海外保険会社からの再保険による保険金受取もござりますので、そういうことを考えますと、我が国は損害保険会社は現時点で十分な支払能力を有しているというふうに考えているところでござります。

○藤谷光信君

今の御答弁で、安心だと、大丈夫だというふうに取らせていただきますけれども、

一般的には、どうも保険会社も離合集散があつた超えた場合も政府が見ることでございましたが、そこで、また海外の例もちょっとお話しになりますが、外國のこの保険の賠償制度、損害賠償制度を見ますと、民間の責任保険と、それから事業者の共済、政府の拠出金というのでやつておるよう

でございまして、日本とちょっとシステムが違う

ようですが、事故を考えますと日本のや

り方がすべていいのか、あるいは、ちょっと先は

ども海外の例をおつしやつたように、外國では、

先ほどはちょっと千数百億とおつしやいました

が、私の方で調べた結果では、日本円では、ドイツでは日本円に換算して、二十五億ユーロプラス

一・二五億SDRといふことでござりますので、日本では四千二百十四億円というのを持っており

ます。それから、先ほどもパリ条約の例もありま

したが、プラスセル補足条約といいますと二十八億ユーロですから、四千四百七十三億円が確実に措置されておるということも聞いています。

そういう意味で、今後、今十年たつて六百億が一千二百億になりましたが、将来的にもこの引き上げを考えるといいますか、そういう内容も案外考えていかなければいけないのではないかと思つております。

ざいましょうか。

○国務大臣(塙谷立君)

ただいまお話をありました。

よう、海外の例等で、具体的にはドイツや米国

の損害賠償措置については、民間の責任保険に加えて事業者間の協力によつて共済制度があるわけ

でございまして、その合計で損害賠償額を充当する仕組みとなつてゐるわけでございます。

これは、例えばドイツについては、国として原

子力発電を段階的に撤退する方針を取つてきました

で、国の支援制度はつづらにこの共済制度が電

力会社の協力で創設したわけでございまして、そ

ういう意味で我が国と仕組みが違つてゐるわけ

ですが、我が国の場合は、事業者に無限責任を制度

とした上で必要が生じた場合は必ず政府が援助を

行うものとのことで、被害者保護に万全の制度

が担保されているわけでござります。

しかしながら、今お話をありましたように、この

賠償措置額の更なる積み上げが必要となつた場合

については、再保険市場も含めた保険制度の状況

の変化等を踏まえて、損害賠償額を充実させるた

めの方策の一つとして共済制度も検討する課題と

なる可能性はあるかと思いますので、その状況に

おいて的確にまた判断してまいりたいと考えてお

ります。

○藤谷光信君 時間が来ましたので置きたいと思

いますが、この管理の、この保険に関する扱い方

のガイドラインとかマニュアルとともに聞きた

いこともあるんでございますが、先ほども言いま

したように、万が一ことがありますと子供

や孫まで大きな影響が考えられます。

それから、塙谷文部科学大臣が就任されて、一

緒にこうして委員会でやつていますが、回を追う

ごとに自分の声で発言をされて、今のこの保険の

限度額あるいは取扱いの仕方も自分の声で相当踏

み込んだ今発言をいたしましたので、大変私と

したら有り難く思つておるわけでございますが、

将来の安心、安全、安穏ということから是非そう

いう姿勢を貫いていറていただきたいと思ってお

ります。

それでは、質問を終ります。ありがとうございます。

○大石尚子君

ありがとうございます。

民主党の大石尚子でございます。私は、藤谷先

生に引き続きまして、ただいま議題となつております原子力損害の賠償に関する法律について最初伺わせていただきたいと思います。

私は、実は三十年ちょっと前から原子力の平和

利用は我が国にとって必要だという立場を取り、

社会に公言してきた人間でございます。それで、

今御答弁を伺つたりあるいはこの法案を読ませて

いただきますと、こういうふうに理解してゐるん

ですけれども、これが間違つていなかどうか確認させていただきたいと思います。

この法律は、損害賠償責任を原子力事業者に集中して、そして無過失であつても、たとえ過失が

いたりますと、こういうふうに理解してゐるん

ですけれども、これが間違つていなかどうか確認させていただきたいと思います。

この法律の理念というか目的がございますから、

いわゆる被害者の保護をもちろん第一とするけれ

ども、さりとて、じゃ原子力事業者が健全に発達

できない状況に追い込まれてしまつたのでは、日

本の国民の安全な生活が、特にエネルギーの安定

した供給ができるなくなつていくわけでござります。

この法律の理念というか目的がございますから、

そこは事業者を第一義的に、そしてそれが

無理になつたときに国が出動して、そして原子力

事業者と国とで無限の責任を負つていくのだと、

そういう法律と理解しておりますが、それは間違

いございませんですね。

○国務大臣(塙谷立君)

ただいま大石委員の考

え方というか内容はそのおりだと思います。

我が国は原子力賠償制度においては、原子力事

業者に対する無過失の無限責任を集中させている

ところでありまして、これについては、事業者が

やはり専門的な技術を用いていることから、被害

者が一般的な損害賠償請求で行わなければならぬ

故意又は過失についての立証責任を不要とし

て、迅速な被害者救済をする観点から無過失責任

としているわけでございます。また、被害者が容

易に賠償責任の相手方を特定できることにより被

害者救済を促進する観点から、原子力事業者への責任集中を採用しているものでございます。

こうした無過失責任と責任の集中の考え方は、諸外国の原子力損害賠償制度や国際条約においても一般的な原則とされておりまして、我が国においても、特に唯一の被爆国として、原子力損害に対する被害者の最後の一人まで確実に救済するとの考え方の下で無限責任を取っているところでござります。

こうした厳格な責任と義務を原子力事業者に課する一方で、原子力損害賠償制度においては、必要があると認められたときは政府が必ず、上限を設けることなく、原子力事業者へ援助をするということで、政府自らが被害者の保護に万全を期す制度となつております。今回の改正によりましてその賠償額の増額あるいは紛争審査会の所掌事務の追加など、万が一の際に被害者救済に遺漏がないように制度の充実をしているところでございまます。

○大石尚子君 ありがとうございました。

それと、あわせて、この法律で国が出動していく場合、これ十七条の出動と十六条の出動とあるうかと思うのでございますが、まず十七条の出動を考えてみましたときには、いわゆる、あってはならないことですけれども、戦争による被害それから大変巨大な天災地変、そういうふうに言われておりますけれども、それでは、一つの国が日本を攻撃するのではなく一つのグループがテロリストとして攻撃してきた場合はこの十七条発動に該当するのか。

それからあと、十六条であつた場合は、これは十六条の法律を読んでまいりますと、「この法律の目的を達成するため必要があると認めるときには」、どういうときに必要があると認めるのか。そして、「原子力事業者に対し、原子力事業者が

損害を賠償するためには必要な援助を行なうものとする。」、これは国の措置に関するところでござりますが、援助を行えるというのではなく、「行なうものとする。」といふ、こういう法律になつておりますので、どのような状況に事業者が追い込まれたときに十六条で無限の出動を國は請け負つていいのか。具体例がございましたらお示しいただけると有り難いのですが。

○政府参考人(藤木完治君)　幾つか御質問の点があつたと思いますので、順番にお答えさせていただきたく思います。

まず、日本、我が国におきましては無限責任を採用しているということをございますけれども、我が國以外で原子力事業者に無限責任を課していられるという国いたしましては、ドイツあるいはイスといった国が無限責任制度を採用していると承知しております。ただ、ドイツ、イスの場合には、事業者には無限の責任が課されていますけれども、日本のような政府がこれを支援するというようなシステムにはなつておりませんで、どこまでも事業者が最後の最後まで責任を果たすというシステムになつておりますので、現実には事業者の資金能力の限界のところがその限界になるだらうと、いうふうに思つております。

二点目で、十七条の措置という点について御質問がございました。

この原子力損害賠償法の十七条といいますのは、原子力事業者が免責をされる部分でござります。これ、先生のお話ありましたように、異常に巨大な天変地変又は社会的動乱ということで、御指摘のような戦争が起つた場合等々がこれに該当するということで考えておりまして、このようない極めて異例な事態は原子力事業者にとりましては大変不可抗力性の高い事由であるということでした場合には、これは最初から國が被害の救済に当たるという、そういう規定になつてゐるわけでございます。

場合、これはこの第十七条の発動によりまして被害が生じました場合には最初から政府がこの救済に当たるということになるわけですが、それども、先生お話しのようなテロによる破壊行為が起つた場合につきましては、これは国際的にもまだ例がございませんので、様々な国際的には議論がなされているところでございますけれども、今の国際的な一般的な理解いたしましてはテロによる破壊行為については第一義的には事業者がこれは責任を負うものというふうな理解がなされているのではないかと思います。このような理解に立ちますと、第十七条の発動はしないということになりますけれども、しかしながら、先ほどのように第十六条はいずれにしても発動されますので、いかなる被害者が生じた場合においても原子力事業者と国との共同によりまして最後の人まで確実に救済されるということになつていて、いうふうに考えております。

そして、先ほど十六条が発動される場合といふのはどういう場合、具体例があればという御質問でございましたが、これは、十六条が発動される場合と申しますのは、原子力事業者がそもそも無限責任を負つて被害者救済にとにかく最大限当たるわけでござりますけれども、原子力事業者にやはり資力的な限界もございますから、これ以上賠償をしていくと事業体として存続できなくなり、したがつてエネルギー供給等々にも支障が出る、あるいは被害者補償も結果としてできなくなる、そういうつなぎ限界が来ると予想されるわけでございまして、そのような事業体としてのもう一つあるいは被害者補償も結果としてできなくなる十六条の発動が考えられるという状況になりまして、そして発動された場合には、必ず国は原子力事業者に援助を行つて、被害者救済の最後の一人まで救つていくという責務を政府が課せられた状態になるというふうに考えてございます。

○大石尚子君　ありがとうございます。

原子力事業者がもう資産が目いっぱい減つてしまつて経営が成り行かなくなる、成り立たなくなると、そういう状態は当然そうだろうと思うんですですが、この法律の精神から申しますと、健全な経営が成り立たなくなる、例えばボーナスカットしてしまふとかリストラをしなければならないとか、そういうようなことじゃなく、健全な経営が成り立たなくなるという状態に追い込まれたときに発動するると読めるんですけれども、そういうふうに読んでよろしいかどうかということ。

それから次いで、細かいことをちょっと引き続き伺わせていただきたいと思います。平成十一年でございましたか、ジェー・シー・オーの臨界事故のとき、これは十六条発動がなかつたわけでございます。これはたまたま親会社の住友金属鉱山株式会社が代わつて賠償責任を果たしているのでこれは発動しなかつたんだだと思いますが、このようないふ場合でも親会社が出動してこなかつたときは当然十六条の発動がなされるわけでござりますよね。

その確認が一つと、それから今回賠償措置額が引き上げられたことで、それで当然政府と原子力事業者の補償契約の補償料の額というものが変わってくるのではないかと思ひます。そこら辺は政令でどう変えようとしておいでになるのか。

それともう一つ、これ簡潔、簡単で結構なのでございますが、先ほど藤谷先生からもちょっとお触れになりましたが、このいわゆる補償料が毎年一般会計に入つてくるわけでございますね。それは基金として積んだりなんかしなくて、その年ごとにそれは支出、ほかのところに使つて、それでそういう会計の処理をしているということ。これは逆に特会にして積み上げていきますと、何か埋

蔵金みたいになつてほかへ流用されても困ると私は思つてゐるんですけどもなぜそのような考え方になつてゐるのか、その考え方を簡単で結構でございますので、お触れいただければ幸いでござります。

が、手短に御答弁いただければ幸いですございます。細かいことをちよつと伺って恐縮でございます。○政府参考人（藤木完治君） 何点かございましたので、ごく手短にお答えさせていただきたいと思ひます。

の賠償法は、その第一条の目的におきまして、被害者の保護を図るということとともに原子力事業の健全な発達に資するということがうたわれてございますので、当然、様々な観点、最大のものは

が、そういうつた国民生活にとって不可欠な事業が健全に行えるようにその事業体が維持される、そういう観点から政府の援助がどの時点から始められるかといった点が当然考慮に入ってくると考えてございます。

それから一点目の、ジエー・シー・オーワー障害事
故の際に国の援助は発動されなかつたということ
がございました。これは先生お話しのとおり、
ジエー・シー・オーが自らの資力とそして親会社
の支援があつたために所要の賠償額百五十億円強
が確保されたという状況になつたために十六条は
発動されなかつたということをございますけれど
も、もし当時こういつた親会社からの支援等もな
い状態でジエー・シー・オーだけでは十分な被害
者に対する支払いができるないと、ジエー・シー・
オーも存続できないという状況になるような状況
が生じていればこの十六条に基づいて国の援助が
当然行われたものであろうというふうに考えて
いるところでございます。

そして三項目が、賠償措置額の引上げに伴つて
補償契約にかかる補償料はどうなるのかという
御質問でございました。この政府補償契約の補償
料率につきましては、この法律の第六条の中で損

失の発生見込み等々を勘案して定めるということになつております。この法律制定当時から一万分の五という料率が設定されています。

今回の賠償措置額を二倍に引き上げるということに関連いたしまして、この補償料率につきましてもいろいろと検討を専門家の方にしていただき

○大石尚子君 ありがとうございます。
それでは、ここで大臣に一点についてまとめてお尋ねいたしたいと思います。

○大石尚子君　ありがとうございます。
それでは、ここで大臣に一点についてまとめてお尋ねいたしたいと思います。
一つは、今る御説明いただきましたこのいわゆる原子力損害の賠償に関する日本の国を考え方、これは他の諸外国と比べて、それで国際水準をいたしました上で、事業者と国とが契約を結んで補償金が的確に支払われるようシスメムを組んでござりますので、被害者保護の点については万全なシステムになつてゐるというふうに考えてございます。

の額をまた引き上げ、より一層いろんな対応ができるようになると考へているところでござります。
それから、原爆等の話、先ほど藤谷先生の大変悲惨な実体験にも、お話をございましたが、そういうことがないようにならなければなりません。それで、持ち込まない、持たないということでございまして、それについては教育の中でしっかりと指導をしていくということで、特に小中学校あるいは高校の学習指導要領を昨年、今年と改訂をしておりますが、そういう中で確実に原子力の指導に関する、あるいは利用に関する内容を充実しておるところでございます。特に社会科、理科の教科において今回また充実をしたところでございまので、今後とも教育の面でその点をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私の持ち時間があと六分ぐらいになりました。
この残りの時間を、実は私は、この原子力災害と
大変関連の深いがんの問題について取り上げさせ
ていただきて、がん対策に対する私自身の思いを
聞いていただきて、そして大臣の最後に御所見を
伺いたいと思っております。

どういうことかと申しますと、私は実は、一昨
年の暮れにお亡くなりになりました山本孝史参議
院議員の繰上げ当選でこちらに参加しているわけ
でございます。私、山本先生のお別れの言葉とか、

あるいはお書きになつた「救える『いのち』」のために」という御本や何か、これを読ませていただけで、大変がん対策に対する思いを残してあの世に旅立たれていますので、後を受け継がせていただけで、私は法律の名前ですね、ちょっと若干違和感があるんだもんで法律ももう一遍読んでみたんですね。それで、法律の審査でございますけど、法律の一条とかほかの九条等では「被害

遺志を受け継いで、それでしっかりと頑張つていい一つの方向性は、日本の国民の中に、特に小中高等学校の教育の中に、がんに対する教育、がんに自身受け止めて自分の仕事の一部として取り組んでけばいいかと、おととしの暮れから去年の正月辺りにかけてずっと悩んでおりました。そのときに、よく山本先生がおつしやつていることに、日本人、二人に一人はがんになる、三人に一人はがんで死ぬ。とおつしやつしているんです。これは、山本先生がおつしやつしているだけではなく、もうほとんど日本の常識になつて、それで、専門医もおつしやつておりますし、そこまでいくと、もうがんは国民病でございますから、これは何とかしなければならない。そういうときに、去年のちょうど今ごろでございました。ある私立の大変有名な病院のこれはがんの外科の専門医の女医さんからお手紙をいただいた中に、ちょうどがん対策に関して触れられている箇所がございまして、それで私はちょっと、だからうるこではないんですけども、あつ、これだと意思したのがあるんです。

これは、がんの治療に関しては早期発見、早期治療ということはよく言われていることでございま

ますし、今、日進月歩、とにかく治療法も進んでいます。そういう中でこの先生がおつしやつしており

ますことは、予防に勝る治療はない、予防が、予

防医学が遅れているために罹患者が増加している。そして、この先生はお忙しさなか、とにかく啓発が必要と学校に向いて出前授業をしてお

りますが、やりましょうかと投げかけた高等学

校から返事が来ないところもあるわけですね。そういうことを考えますと、私、山本先生の御

遺志を受け継いで、それでしっかりと頑張つていい

く

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

者」という言葉があるし、十七条では「被災者」という言葉もあると。特に、人に焦点を当てたそういうことがなかなかこの法律名では結び付かないなど。

要するに被曝するわけですからね、この人的被害の場合は。もちろんいろんなほかの物的とか営業損害とかそれはあるんでしようけど、人的な場合にも損害という言い方がちょっとなじみにくいくらいで、こういうことを感じまして、法律のこれはなんと、こういうことがちよつと「原子弹

やつぱりこういう原子力発電とか原子炉等の事態になるのは人への影響なわけで、それが何か損害賠償と言われると何かすと来ないと、損害賠償といふことを感じましたので、やつぱり現実は被曝するわけですから、それはやつぱりそういう感覚でお仕事もしていただきたいと思いましたもので、あえて法律の名前にこだわって確認をさせていただいたわけでございます。

その次でござりますけれども、先ほど来御質問もございましたこの補償料、政府補償契約の一

がされていると、現実はほとんど使わないかも分かりませんけれども。ということになつてゐるといふに思います。

○政府参考人（藤木完治君） 政府補償契約の補償料に関する予算等の関係について御説明させていただきます。

先生今お話しのとおり、政府補償契約の補償料につきましては積立て等をしてございません。これは先ほどから何度も御質問にも出ておられましたように、非常に地震等に伴う損害の発生の蓋然たる

「線の作用」、ちょっとと略しますけど、「により生じた損害をいう。」と書いてあるんだけどね。研究所なり大学なりまた事業所なりで多くの労働者も仕事されているわけで、実際被災というか被曝したというか、こういう方もいらっしゃるわけですが、ざいますので、ちょっととそれ見直すかどうかは別として、「原子力損害」とはどういうところの例えば二条二項の表現なんかもちょっと工夫した方がいいんじゃないのかなと。

番目の法律に係ることでもあり、一番目に係ることであるわけですけど、これをちょっと確認させていただきたいと。

昭和三十六年以來、この補償料、一萬分の五と
いうことは現在では三千万になるんですかね、これ毎年支払うと。金額は変わってきたと思いま
すけど、これがずっと、別に積み立てているわけ
じゃないけれども、平成十九年までですか、約百
二十三億のお金になるわけですけど、それは基本
的に全部一般会計だと。使い捨てみたいな、使い
捨てじゃない、掛け捨てといいますか、そういう

性が低いということと、損害が発生しない限り特定の歳出がないということで、これは積み立てて取つておくという場合には大変長期間にわたつて資金を滞留させてしまうことになるからと、いうことでござりますけれども、ただ、この原子力損害賠償を行うことが必要となる場合を想定してこの法律が作られておるわけでござりますから、そういうふた補償金を支払うための様々なシステムが当然組み込まれてござります。

実際に、この政府補償契約に基づきまして支払が必要となる場合に備えまして、一般会計予算の基づきまして

○國務大臣(塙谷立君) 確かに、今、山下委員おつしゃつたように、損害と言ふと人的な場合に適當な言葉かどうかとということを考えますと、確かにそういう感じもないわけではないと思ひます。うふうに感じたんですけど、ちょっと大臣、御所見を若干お伺いできたらと思います。

こと、そうせざるを得ないと思ひます。そしてまた、特別会計ではやりにくいし、こういった事例も法律にもあると。だから、現実は、実際被害が起きたときにはそのお金はもうほかのものに使われていると見方をえれば。一般会計です、毎年これ予算組むわけですから。災害が起こらない限り使われていくわけです。だから、現実としては、やっぱり実際災害が、原子力災害等、事故等起こった場合で、政府が出動、政府じゃないわいふんでも、この補償料を使う、という状況が起つたときには予備費等で対応するということになつていくと思ふ。

○山下栄一君 そういうことだと 思いますけど、
あるかもしれません、今回損害全体を示す場合
には、被害全体の総称を示す場合には損害といふ
言葉で御理解いただくということでこういう条文
になってるわけでござります。

私、これもいろいろ担当の方にも勉強させていただいて理解できたんですけど、確認させていたいだきたいのは、一応政府はちゃんと国会に議決を求めているということを知りました。それで、例えれば平成二十一年度でしたか、四兆円の予算措置

システィムになつてゐるといふ理解してございます。

も原子力発電の導入拡大が進んでおります。また我が国の原子力メーカーが海外で展開しているところが多く最近では見受けられることから、我が省としても、原子力損害賠償に関する国際条約を締結することの必要性及び利害損失等、具体的な

予算総則におきまして、毎年、当該年度内に締結できる政府補償契約の契約金額の限度額を定めて国会の議決をいただいております。今年、平成十一年度予算におきましては、その額は四兆七百四十億円の限度額の中で政府と事業者の間で補償契約を締結してよろしいということになつてゐるわけでござります。

こういった形で国会の議決をいただいた上で、実際に必要となつた場合には、そついた根拠として、予備費あるいは補正予算等によりまして、補償金の支払を実行することになること、うなづけておきます。

しい国内制度を現在整備しているところでございまして、特に近隣の原子力利用国との陸続きの国境を接しております。そういうことで、越境損害への対応の必要性が顕在化していないことまた国際条約については関係国とも締結をしなければ意義が乏しいわけでございまして、現在もアジア周辺諸国の姿勢がいま明らかでないといふ理由、そういった理由で、直ちに我が国が国際協定組みに参加しなければならないという状況にはないと考えております。

しかしながら、近年、いわゆる原子力ルネサンスと言つてもよう、アジアの丘嶺国これら、アフリカなどに言つてもよう、アジアの丘嶺国これら、アフリカなどに

も原子力発電の導入拡大が進んでおります。また我が国の原子力メーカーが海外で展開しているところが多く最近では見受けられることから、我が省としても、原子力損害賠償に関する国際条約を締結することの必要性及び利害損失等、具体的な

な検討をしていくことが必要でありまして、国際条約の締結について有識者会議を設置して政策的また法的観点から検討を進めているところでござります。

○山下栄一君 よく分かりました。

三つの条約で、日本が加盟するとしたらどの条約になるか、可能性があるかということを、もし御答弁できるようでしたらお願いしたいと思います。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げます。

この原子力損害賠償制度の国際条約にかかわりまして、三つの条約につきまして有識者の検討ワーキンググループで議論をした報告書がまとまりてございます。その中におきましては、様々な我が国の制度、原子力損害賠償制度との整合性、あるいは先ほどの原子力メーカーの海外展開等々に関して大変関係の深い米国が加入しているということ等々の理由から、可能性としてはこの中のCSCの条約への加盟ということが最も可能性として検討すべきものではないかという御指摘をいたしております。

○山下栄一君 ありがとうございます。

このCSC条約はあと一か国が入れば発効するということもありますので、特にアジアの状況は非常に私も大事だと思いますので、アジアは一国も入っておりませんし、そういう意味でこれはきちっと検討する必要が迫っているのではないか、場合によっては日本がリードするという場面も出てくるのではないかと思いますけど、御検討をよろしくお願いいたします。

次に、今年の二月に総務省の原子力の防災業務に関する行政評価・監視の二次勧告ですね。去年は経産省に対して一次勧告、今回は経産・文科両省に対して二次勧告ということがついこの二か月前に行われたところでございます。

これは、原子力防災、災害対策の方の話、特に原発の、直近いろんな、柏崎その他地震の影響等、大きく国民に不安を広げたこともございまして、

総務省が昔でいう行政監察を行つたわけでござります。

ここでやつぱり非常に極めて重要な指摘を、勧告を私はしているというふうに思います、極めて重要な指摘だと。東海村で事故が起きたのは、起きた事故、これは人災やったんでしようけど、地震大国日本にとりましては、特に原子力災害対策特別措置法、平成十一年にできた法律に基づく様々なことをする予定になつて、しかし現場はなかなかそうなつてないという指摘をしてい

るわけで、この勧告に対して、今これ二か月ほどたちますが、どんなふうに受け止めで対応されようとしているか。これは緊急に対応すべきことだと私は思いまして、ちょっとと御答弁お願ひしたいと思います。

○政府参考人(泉紳一郎君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございました今年の二月の原子力防災業務に関する行政評価・監査に基づく総務省の勧告でございますけれども、これは、今御指摘ございましたように、経済産業省と文部科学省に對してあつた勧告でございます。

その中で、文部科学省に対する勧告の部分でございますけれども、これについて大きく三点ございます。

一点目が、緊急事態対策拠点施設、いわゆるオフサイトセンター、これの適切な運営の確保にかかるものでございます。具体的には、迅速かつ的確に災害時の応急対策が実施されるようになりますけれども、これについて大きく三点ございます。

非常に私も大事だと思いますので、アジアは一国も入っておりませんし、そういう意味でこれはきちっと検討する必要が迫っているのではないか、場合によっては日本がリードするという場面も出てくるのではないかと思いますけど、御検討をよろしくお願いいたします。

次に、今年の二月に総務省の原子力の防災業務に関する行政評価・監視の二次勧告ですね。去年は経産省に対して一次勧告、今回は経産・文科両省に対して二次勧告ということがついこの二か月前に行われたところでございます。

これは、原子力防災、災害対策の方の話、特に原発の、直近いろんな、柏崎その他地震の影響等、大きく国民に不安を広げたこともございまして、

きに放射能の影響の予測を迅速に行うためのシステムを文部科学省で運用してございます。SPEEDIと云つてございますけれども、これに対する実際のいろいろな人力情報、これの更新頻度あります。

ここでも六か所ぐらいあると思うんですね。

ところで、この運営要領がもう要するに機能するようになつてない。専門的な意見を有して

いる者がオフサイトセンターの構成員名簿上、構成員となつてない。運営要領、今ちょっとお聞きしたら、運営要領も東海村は作ったとかおつしやつていましたけど、これは、こんなのももう九年ほど前の話に出てきたやつ、作ることになつて

いるわけやから。

ちょっとこれ、私は、これはオフサイトセンターというのは要するに連携が大事だと、原子力事業体、それから国の文科省、経産省もあるると思います

これから三點目が、原子力災害が発生したときには被曝患者が出ることが想定されるわけございりますけれども、この搬送体制の整備にかかる問題でございまして、これにつきましては、特に重篤な被曝患者を第三次の被曝医療機関、これは西日本では広島大学、それから東日本では放射線医学総合研究所でございますけれども、ここに搬送

していくための体制を整備されるよう支援を講じる必要があるという勧告でございますけれども、これにつきましては、特に長距離搬送につきまして防衛省等の支援を得る必要があるわけでございまして、去る二月にこの長距離搬送についての輸送手段、それから発着地等につきまして防衛省と調整を行つたところでございます。これを踏まえて、今後、放射線医学総合研究所あるいは広島大学が作成した具体的なフロー図に基づいて検証会を行いまして、この実効性を確認した上で早急に搬送体制を確立したいというふうに考えております。

以上でございます。

○山下栄一君 いろいろ御説明いただきましたけど、机の上の言葉だなと。

これ、もちろん深刻に受け止めておられると思いまして、これにつきましては、文部科学省におきましては、文部科学省の所管する一番大きなオフサイトセンターでございます茨城原子力安全管理制度事務所のオフサイトセンターの運営要領につきまして、既にこの勧告の趣旨に沿つた改定を行つておられます。

それから二点目が、原子力災害が発生をしたと

れがもう造られているわけですよ、全額国のお金で造られていると。文科省所管のオフサイトセンターも六か所ぐらいあると思うんですね。

ところが、この運営要領がもう要するに機能す

るようになつてない。専門的な意見を有して

いる者がオフサイトセンターの構成員名簿上、構

成員となつてない。運営要領、今ちょっとお

しゃつていましたけど、これは、こんなのももう九

年ほど前の話に出てきたやつ、作ることになつて

いるわけやから。

ちょっとこれ、私は、これはオフサイトセンター

というのは要するに連携が大事だと、原子力事業

体、それから国の文科省、経産省もあるると思います

これから三點目が、原子力災害が発生したときには被曝患者が出ることが想定されるわけござい

りますけれども、この搬送体制の整備にかかる問題でございまして、これにつきましては、特に重

篤な被曝患者を第三次の被曝医療機関、これは西

日本では広島大学、それから東日本では放射線医学総合研究所でございますけれども、ここに搬送

していくための体制を整備されるよう支援を講じる必要があるという勧告でございますけれども、これにつきましては、特に長距離搬送につきまして防衛省等の支援を得る必要があるわけでございまして、去る二月にこの長距離搬送についての輸送手段、それから発着地等につきまして防衛

省と調整を行つたところでございます。これを踏まえて、今後、放射線医学総合研究所あるいは広島大学が作成した具体的なフロー図に基づいて検証会を行いまして、この実効性を確認した上で早急に搬送体制を確立したいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○山下栄一君 いろいろ御説明いただきましたけど、机の上の言葉だなと。

これ、もちろん深刻に受け止めておられると思いまして、これにつきましては、文部科学省におきましては、文部科学省の所管する一番大きなオフサイトセンターでございます茨城原子力安全管理制度事務所のオフサイトセンターの運営要領につきまして、既にこの勧告の趣旨に沿つた改定を行つておられます。

それから二点目が、原子力災害が発生をしたと

からこうなるのかも分かりませんけど、何のためにこの原子力災害対策特別措置法を平成十一年に作つたんですかとという問われる実態が、これは文科省だけじゃないと思います、経産省も同じ指摘されていますので。オフサイトセンターは防災専門官をリーダーに、トップにして指揮を執るはずなんですよ。防災専門官はそれが任命されているんですかと、どんな人が。その人は自覚あるんですか、ころころ替わっていませんかということですよ。十何年、さつき資料いただきましたけどね。併任で全部、併任だから現場になんて行ってないと思うんですよ。まあ近所にその事務所があるからそこに来るんやろうと思うけど、いざとなつたらね。

もう時間がありませんので、これ訓練、防災訓練というか訓練をやつしているはずなんですね、年一回。毎月はこれたしか地元でやつっていると思うんですよ。そういうことを局長とか大臣その他は御存じなんでしょうか、そういうことを。自覚を持つてそういう訓練、訓練つて、文科省所管のところもあるわけですから、大学もあるし研究所もあるわけやからね。どうなつていてるんですか、この訓練の臨み方というか。

○政府参考人(泉綱一郎君) 原子力防災の訓練でございますけれども、年に一回、昨年は十月に行われましたけれども、政府全体の原子力防災訓練を行つてござります。それから、文部科学省自身の原子力防災訓練につきましても、直近では今年の二月に、この文部科学省の茨城のオフサイトセンターも使いまして訓練を行つてあるところでございます。

○山下栄一君 だから、分かりました。やり始めたということだと思いますけどね。

要するに、この文部科学省所管のオフサイトセンターは六か所ありますよね、大阪の熊取もその一つだと思いますけどね。だから、いわゆる行政監察で指摘されたことができないのに、どういして訓練するのかなど。そのため SPEED I という仕組みが機能するかどうかチェックする

わけですから。だから、日本全国の防災の日に兼ねてやつているのかもしれませんけど、この視点の意識が私はもう弱過ぎるんじゃないかなと思います。大臣に最後、確認しますけど、これ二月に、この行政監察、勧告、極めて重要な勧告をしているんですけど、これ御存じであつたとは思いますけど、これどんな思想を持たれます、この書いてあることに。すごいこと書いてあるんですね。済みません、感想をお願いします。

○國務大臣(塙谷立君) 当然行うべきところが指摘されたのかななどいうことでございまして、今までして早急に対応に努めているところでございました。そこでオフサイトセンターが設置され、その役割を果たすべく、こういった事項においてはやるべきことだつたわけでござりますので、私どもとして早急に対応に努めているところでござります。

○山下栄一君 時間が参りましたんですけど。文科省も膨大なお仕事を抱えながらされているので。ですが、この原子力防災は具体的な事件が、戦後初めての事故がこれ、まして亡くなつてゐるわけでございまして、今も裁判続いていると、係争中の裁判も残つてゐるという、そういう感覚でやつぱり仕事されないと、実は地震列島でもあるわけですから、そういうことの危機意識といひますか、それがちょっとやつぱり鈍くなつていたんではないかというようなことを強くこの行政監察の結果を見て私は思う。これは内部監査ですかね。政府内の。これは国民から見たらちょっとびっくりすると思うんですよ。だから、これはきちっと、東海村だけではなくて、ほかのところも含めてきちっと見直していただき、体制どうなつてているんだと、保安検査官はどうなつてているんだといふことをチェック、政治主導でやつていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○山下栄一君 だから、分かりました。やり始めたということだと思いますけどね。

要するに、この文部科学省所管のオフサイトセンターは六か所ありますよね、大阪の熊取もその一つだと思いますけどね。だから、いわゆる行政監察で指摘されたことができないのに、どういして訓練するのかなど。そのため SPEED I という仕組みが機能するかどうかチェックする

○委員長(中川雅治君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、中曾根弘文君が委員を辞任され、その補欠として佐藤正久君が選任されました。

大臣に最後、確認しますけど、これ二月に、この行政監察、勧告、極めて重要な勧告をしているんですけど、これどんな思想を持たれます、この書いてあることに。すごいこと書いてあるんですね。済みません、感想をお願いします。

○委員長(中川雅治君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないうえで、これより直ちに採決に入ります。原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川雅治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、鈴木君から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木寛君。

〔賛成者挙手〕

○鈴木寛君 私は、ただいま可決されました原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本・自由民主党及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力を損害の賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)を改正する法律案に対する附帯決議(案)の事項について特段の配慮をすべきである。

一、賠償措置額については、国際水準等を勘案した適正な額となるよう、遅滞なくその引上げに努めること。

二、原子力損害賠償制度については、被害者保護の充実と原子力事業の健全な発達に資するよう、諸外国の例を参考にしつつ、賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合の賠償資金の確保や原子力損害賠償補償契約の補償料に関し、その在り方を検討すること。

三、国際的な原子力損害賠償の枠組みへの加盟については、我が国及び近隣諸国における原子力損害賠償制度の実情と国際的な動向等に十分配慮し、今後も多角的に検討を進める」と。

以上でございます。右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

これまで附帯決議案を議題とし、採決を行いました。鈴木君から提出された附帯決議案は全会一致を認めます。鈴木君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(中川雅治君) ただいま鈴木君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(中川雅治君) 全会一致と認めます。よって、鈴木君提出の附帯決議案は全会一致を認めます。鈴木君提出の附帯決議案は全会一致を認めます。

○國務大臣(塙谷立君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意いたしまして対処してまいりたいと存じます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川雅治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川雅治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

平成二十一年四月十七日印刷

平成二十一年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P